

令和4年度

消防本部庁舎3階空調設備改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
M-01	特記仕様書1	M-13	4階平面図(空調・電気設備改修前)
M-02	特記仕様書2	M-14	4階平面図(空調・電気設備改修後)
M-03	特記仕様書3		
M-04	特記仕様書4		
M-05	特記仕様書5		
M-06	機器表・撤去機器表		
M-07	結線図		
M-08	3階平面図(空調設備改修前)		
M-09	3階平面図(空調設備改修後)		
M-10	3階平面図(電気設備改修前)		
M-11	3階平面図(電気設備改修後)		
M-12	3階平面図(天井解体・復旧)		

阿南市消防本部消防総務課

	課長	主幹	課長補佐	係長	係	製図

I. 工事概要

1. 工事名称	消防本部庁舎3階空調設備改修工事
2. 工事場所	阿南市辰巳町
3. 敷地面積	—
4. 工事種目	管工事（空調設備改修工事）
5. 工事概要	空調設備の更新及び付帯工事（電気設備、天井改修等）
6. 工期	工事完成期間は別紙契約書参照とする。

II. 工事仕様書

- (1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。
(3)特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版(以下「標仕」という。)</p> <p>③敷地調査共通仕様書令和3年改定</p> <p>④建築工事標準詳細図平成28年版</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版</p> <p>⑥公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版</p> <p>◎本工事のうち建築工事及び電気工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有するものを選定すること。</p> <p>◎設計図書優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 改標仕 等</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、監督員と協議のうえ決定した場所に配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない)。</p> <p>・警備員は、昼〇人(昼〇人、夜〇人：うち検定合格警備員〇人)を見込んでいる。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p>

章	項目	特記事項
2	現場代理人及び主任技術者	<p>◎受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」(以下「選任通知書」という。)を契約後7日以内(土日祝日を除く)に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し確認を受けなければならない。受注者は、前記の専任通知書に次のものを添付しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(雇用確認資料等)。</p> <p>ただし、受注金額200万円未満を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求められることができるものとする。</p> <p>(2) 主任技術者(監理技術者を含む)の資格や工事実績。</p> <p>・建設業法第7条第1項第2号ハ及び建設業法第15条第1項第2号イ、ハに該当する有資格者については、技術者取得資格証明書の写し。</p> <p>・建設業法第7条第1項第2号イ又はロ及び建設業法第15条第1項第2号ロに該当するものについては、別添の実務経歴書。</p> <p>(3) 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が4,000万円以上、建築一式工事の場合は6,000万円以上)、監理技術者資格者証の写し(表、裏とも)。</p> <p>(4) 主任技術者(監理技術者を含む)と受注者との雇用関係が確認できるもの(雇用確認資料等)。</p> <p>ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内で建設業法上の主たる営業所を有するものについては、第1項の選任通知書を提出するときに、別に定める技術者台帳を提示し、監督員の確認を受けなければならない。また、工事しゅん工検査請求書提出するときも、再度技術者台帳を提出し、監督員の確認を受けなければならない。</p>
3	工事施工体制台帳の提出等	<p>◎受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図(以下「施工体制台帳」という)を自らの責任において作成・保存しなければならない。</p> <p>◎受注者は、施工体制台帳を契約後14日以内に監督員に提出し、施工体制台帳を工事現場に備えなければならない。また、各下請業者の施工分担関係を表示した施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。また、施工体制台帳が変更になった場合には、変更日から5日以内に監督員に変更した施工体制台帳を提出し確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。</p> <p>◎受注者は、再下請負通知書を出す旨の書面を、工事現場の工事関係者が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認をお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。</p> <p>(1) 工事受注時 契約締結後10日以内</p> <p>(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内</p> <p>(3) 工事完成時 工事完成後10日以内</p> <p>なお、登録内容の変更は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>◎登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者は、確認のため名札を着用すること。</p> <p>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省経建発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省経建発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>○受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事に着手すること。</p> <p>○地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)または貨物自動車から下ろす作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、監督員に報告しなければならない。</p>
4	工事実績情報の登録	
5	工事関係図書	
6	安全衛生管理	

章	項目	特記事項																	
7	工事現場管理	<p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に作業の指揮を行わせなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選定するものとする。(労働安全衛生法第30条)</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <p>・ 専門用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること、図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>・ 産業廃棄物の種類ごとに下記を見込んでいる。</p> <table border="1"> <tr> <td>【鉄くず類】<有価物></td> <td>【廃プラ類】</td> </tr> <tr> <td>処分許可業者の会社名： 虎尾商事(有)</td> <td>処分許可業者の会社名： (株)旭金属</td> </tr> <tr> <td>事業所住所： 阿南市橋町東中浜174</td> <td>事業所住所： 徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td>処分場所在地： 阿南市橋町東中浜174</td> <td>処分場所在地： 徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td>運搬距離： 10.0km以下</td> <td>運搬距離： 35.0km以下</td> </tr> <tr> <td>運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック</td> <td>運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック</td> </tr> </table> <p>【石こうボード類】</p> <table border="1"> <tr> <td>処分許可業者の会社名： (財)徳島県環境整備公社 橋処分場</td> </tr> <tr> <td>事業所住所： 阿南市橋町小勝187番</td> </tr> <tr> <td>処分場所在地： 阿南市橋町小勝187番</td> </tr> <tr> <td>運搬距離： 16.0km以下</td> </tr> <tr> <td>運搬車の仕様： 2t積級ダンプトラック</td> </tr> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	【鉄くず類】<有価物>	【廃プラ類】	処分許可業者の会社名： 虎尾商事(有)	処分許可業者の会社名： (株)旭金属	事業所住所： 阿南市橋町東中浜174	事業所住所： 徳島市東沖洲1丁目12	処分場所在地： 阿南市橋町東中浜174	処分場所在地： 徳島市東沖洲1丁目12	運搬距離： 10.0km以下	運搬距離： 35.0km以下	運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック	運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック	処分許可業者の会社名： (財)徳島県環境整備公社 橋処分場	事業所住所： 阿南市橋町小勝187番	処分場所在地： 阿南市橋町小勝187番	運搬距離： 16.0km以下	運搬車の仕様： 2t積級ダンプトラック
【鉄くず類】<有価物>	【廃プラ類】																		
処分許可業者の会社名： 虎尾商事(有)	処分許可業者の会社名： (株)旭金属																		
事業所住所： 阿南市橋町東中浜174	事業所住所： 徳島市東沖洲1丁目12																		
処分場所在地： 阿南市橋町東中浜174	処分場所在地： 徳島市東沖洲1丁目12																		
運搬距離： 10.0km以下	運搬距離： 35.0km以下																		
運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック	運搬車の仕様： 4t積級ダンプトラック																		
処分許可業者の会社名： (財)徳島県環境整備公社 橋処分場																			
事業所住所： 阿南市橋町小勝187番																			
処分場所在地： 阿南市橋町小勝187番																			
運搬距離： 16.0km以下																			
運搬車の仕様： 2t積級ダンプトラック																			

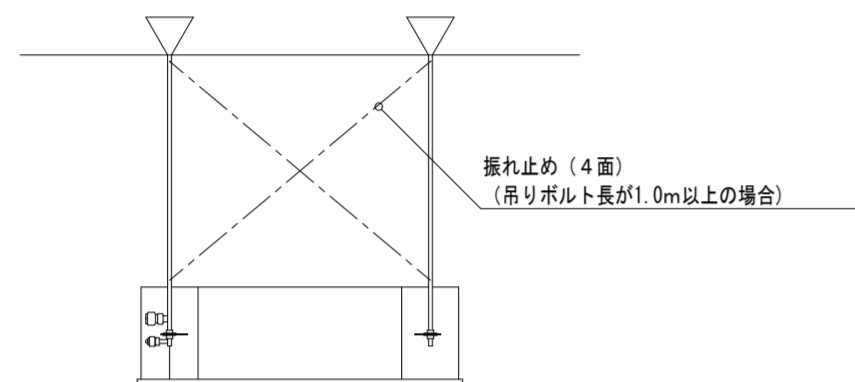
阿南市辰巳町1番地33		●工事名 消防本部庁舎3階空調設備改修工事	●縮尺	設計	図面番号
阿南市消防本部 消防総務課 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498					
		●図面名 特記仕様書 1	●年月 令和 4 年 6 月		M-O-1

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																				
7	工事現場管理	<p>・受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、または一定規模以上の工事において、建設発土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>・工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>	9	化学物質を発生する建築材料等	<p>・県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>・受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。</p> <p>・本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	11	技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士または二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 … 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 内外装板金作業 ・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td></td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>○ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	建築板金	・ かわらぶき作業	左官	左官	・ 内外装板金作業 ・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽		・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	○ 冷凍空調調和機器施工作業	12	設計変更箇所確認	<p>・工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	13	工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>・次表により、中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>当申請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	当申請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																										
仮設	とび	・ とび作業																																																																																										
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																										
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																										
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																										
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																										
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アクリル樹脂系常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																										
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																										
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																										
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																										
金属	建築板金	・ かわらぶき作業																																																																																										
左官	左官	・ 内外装板金作業 ・ 左官作業																																																																																										
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																										
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																										
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																										
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																										
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																										
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																										
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																										
植栽		・ 造園工事作業																																																																																										
機械設備	冷凍空調調和機器施工	○ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																										
当申請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																										
3千万円未満	—	1回																																																																																										
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																										
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																										
1億円以上	2回	3回																																																																																										
8	材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JISまたはJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定または免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会編集発行「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に「工種別施工計画書」に承認図、カタログ写しなど、仕様が確認できる資料を添付のうえ監督員へ提出しなければならない。</p> <p>・県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的物で木材を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材。</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材。</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎横仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	10	施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の意向いたす時、又は発注担当課(消防総務課 TEL 22-3798)へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>・他工事と取り分け区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>襖樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○		同上穴埋補修		○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○				同上(リンブレン等)	○				床、天井点検口	○				設備機器天井開口墨出		○	○		同上切込み及び開口補強	○				衛生器具取付のブロック壁			○		空洞部分のモルタル埋め					襖樋(GLまで)	○				盤、便器等の箱入れ		○	○		同上補強	○				給排水ガラリ取り付け	○				空調機器類の基礎工事	○															
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	そ の 他																																																																																								
梁、壁、床スリープ入れ		○	○																																																																																									
同上穴埋補修		○	○																																																																																									
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																											
同上(リンブレン等)	○																																																																																											
床、天井点検口	○																																																																																											
設備機器天井開口墨出		○	○																																																																																									
同上切込み及び開口補強	○																																																																																											
衛生器具取付のブロック壁			○																																																																																									
空洞部分のモルタル埋め																																																																																												
襖樋(GLまで)	○																																																																																											
盤、便器等の箱入れ		○	○																																																																																									
同上補強	○																																																																																											
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																											
空調機器類の基礎工事	○																																																																																											

阿南市辰己町1番地33 阿南市消防本部 消防総務課 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498	●工事名 消防本部庁舎3階空調設備改修工事	●縮尺	設 計	図面番号
	●図面名 特記仕様書 2	●年月 令和 4 年 6 月		M - O 2

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項													
14 完成図等	<p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工図（製本各1部、電子データ1部）（A4・A3・A2・原因版） ・工事写真（写真帳1部（着手前・工事中・しゅん工）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（部、うち電子データ部） ・保全に関する資料 ・冷媒漏えい点検・整備記録簿（必要事項を記入し、Excelデータにて提出） <p>◎しゅん工図は受注者が関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、JWW形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和3年改定）」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（よる・よらない）ものとする。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断のうえ、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パンプ型採取機器を用いる方法 パンプ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパンプ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>・測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	区 分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	測定対象室	測定箇所数					<p>17 デジタル工事写真の小黑板情報電子化</p> <p>18 新型コロナウイルス感染症の対応</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎受注者は、国土交通省より示された建設業における新型コロナウイルス感染予防防止対策ガイドライン（令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版)）を踏まえ、監督員と協議のうえ本工事の実態に応じた感染予防対策を推進すること。</p> <p>◎受注者は、感染拡大防止の観点から、下記事項の対応策を簡潔にまとめた計画書を監督員へ提出すること。 なお、計画書の提出期限は、契約締結後14日以内とする。 (1) 感染拡大防止策の対応 (2) 作業従事者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の初動対応 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場作業等に支障が生じた場合の対応 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の意識向上</p> <p>◎受注者は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェック表（任意様式）を用いて、基本的な対策の実施状況を把握し、その結果は作業従事者が閲覧できるとともに、監督員へチェック表の写しを提出すること。なお、原則としてチェック表を用いた実態把握は、月末ごとに実施することとする。</p> <p>◎受注者は、国、県から新型コロナウイルス感染予防防止対策に関する対処方針の改定等により、現場対応の見直しが必要となった場合、監督員と協議のうえ、速やかに対策を講じること。なお、対応の見直しに伴う機器設置等の費用は設計変更の対象とする。</p>		
区 分	サイズ																	
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
測定対象室	測定箇所数																	
15 火災保険																		
16 室内空気中の化学物質の濃度測定																		

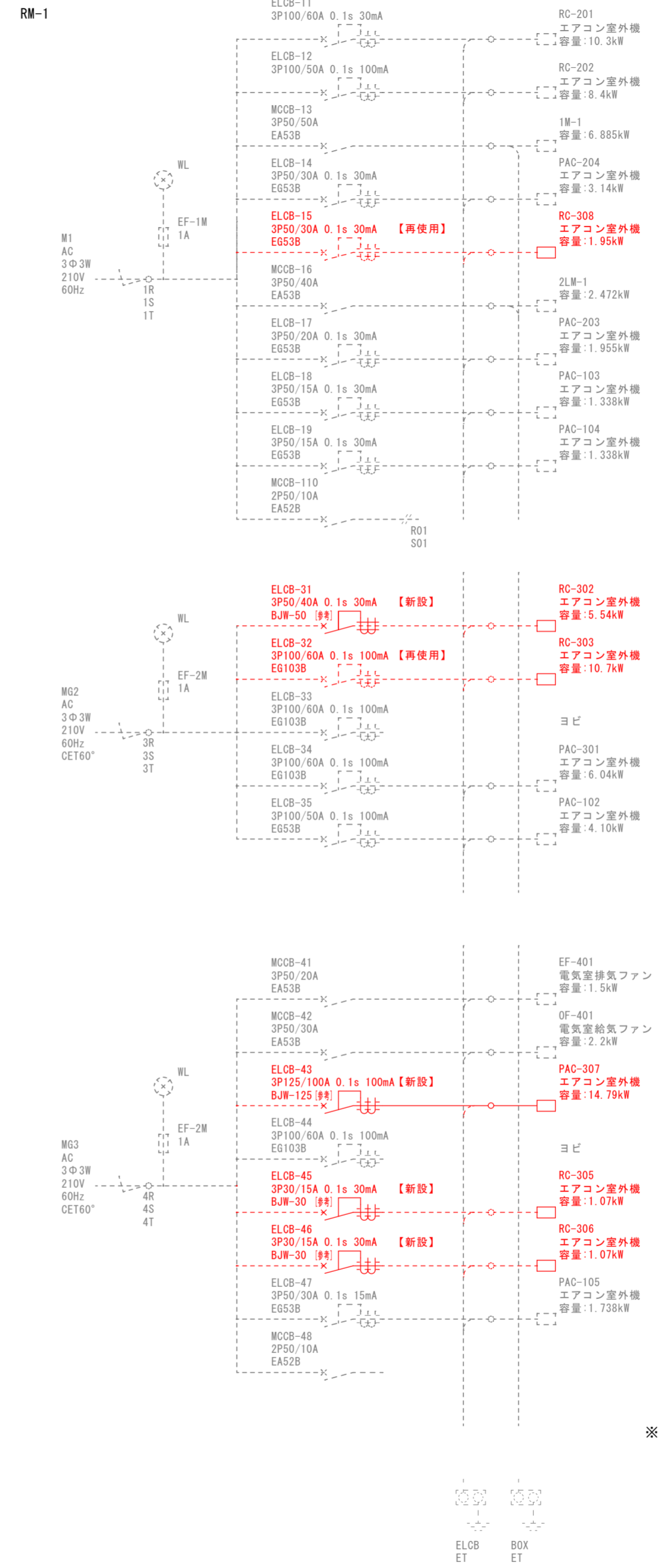
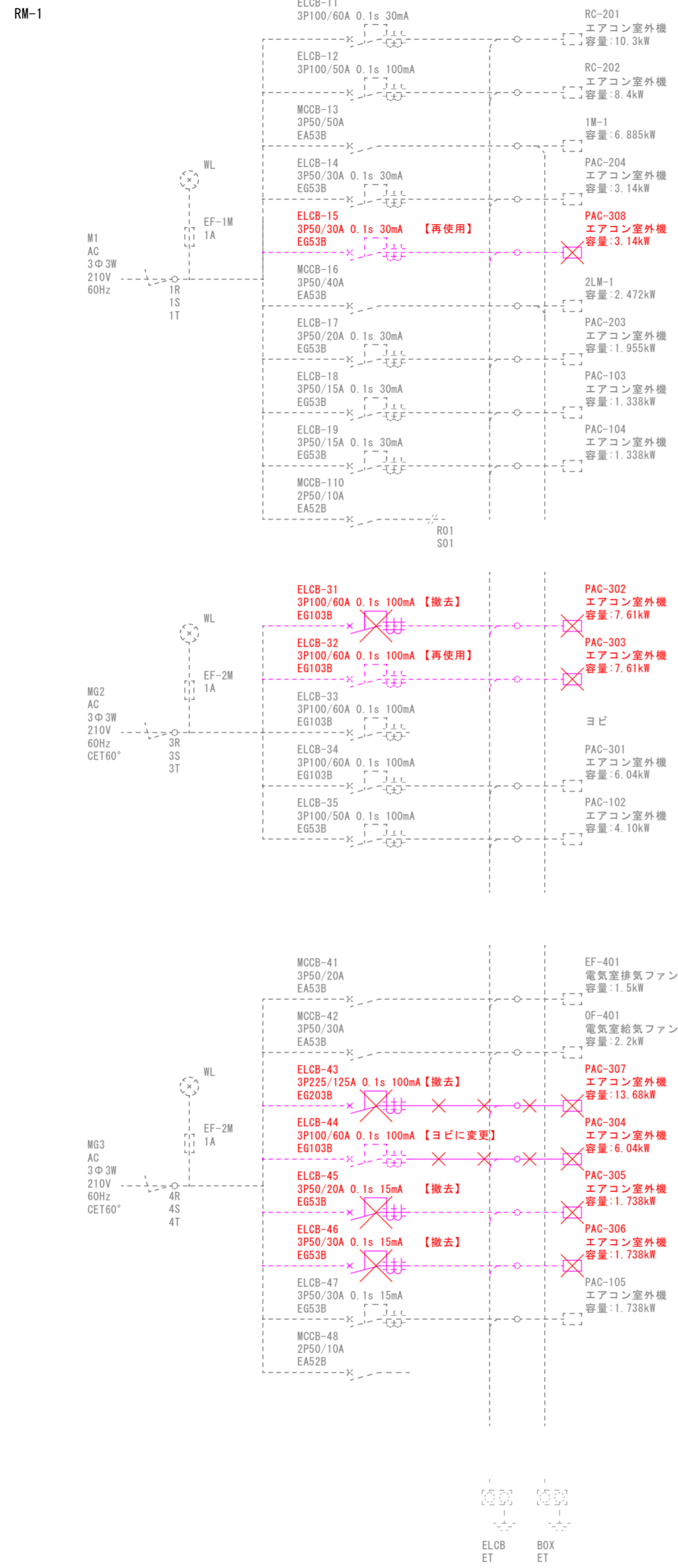
	阿南市辰己町1番地33 阿南市消防本部 消防総務課 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498	●工事名 消防本部庁舎3階空調設備改修工事 ●図面名 特記仕様書3	●縮尺 ●年月 令和4年6月	設計 図面番号 M-03
--	--	--	----------------------	--------------------

章 項 目	特 記 事 項																																								
2章 空気調和設備工事 特記事項	<p>◎本工事の施工にあたっては、電気工事士法に基づく資格者により行うこと。 なお、電気工事士法に基づく資格と工事の範囲は次表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 格</th> <th colspan="4">自家用電気工作物(最大電力500kW未満)</th> <th rowspan="2">一般用電気工作物</th> </tr> <tr> <th>右記以外</th> <th>600V以下 (電線路を除く)</th> <th>ネオン設備</th> <th>非常用 予備発電装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○第一種電気工事士</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第二種電気工事士</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>認定電気工事従事者</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>特殊電気工事資格者 (ネオン工事)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 最大電力500kW以上の自家用電気工作物については、選任されている電気主任技術者の指揮のもと、本表に準じた資格者で行う。</p> <p>◎機器の吊り振れ止め施工は、下記参考図による。</p>  <p>◎付帯工事</p> <p>○養生 ・床養生はシート養生を見込む。(別図参照)</p> <p>・石綿含有建材が使用された天井の解体箇所は床養生を二重張り(隔離シート厚0.15mm)、壁養生を一重張り(隔離シート厚0.08mm、養生テープ等で固定)とした隔離養生とすること。</p> <p>◎仮設足場 ・作業足場として、内部足場(移動足場:ロ-リソフ)を[W=3.0m、H=2.85m、1.5段]および[W=3.0m、H=2.0m、1段]を見込む。</p> <p>○天井解体(石綿含有建材解体)及び張替 ・石綿含有建材を解体する場合は、関係法令(『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル』厚生労働省・環境省 等)に従い適切に解体及び処理すること。</p> <p>◎天井点検口 ・天井点検口は7/8製、450角、内外枠共縦横7/8とする。</p> <p>◎機器揚重 ・揚重機は25t吊りフック(ハッチ付)を1日(搬出搬入1日)見込む。</p>	資 格	自家用電気工作物(最大電力500kW未満)				一般用電気工作物	右記以外	600V以下 (電線路を除く)	ネオン設備	非常用 予備発電装置	○第一種電気工事士	○	○	×	×	○	第二種電気工事士	×	×	×	×	○	認定電気工事従事者	×	○	×	×	×	特殊電気工事資格者 (ネオン工事)	×	×	○	×	×	特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	×	×	×	○	×
資 格	自家用電気工作物(最大電力500kW未満)				一般用電気工作物																																				
	右記以外	600V以下 (電線路を除く)	ネオン設備	非常用 予備発電装置																																					
○第一種電気工事士	○	○	×	×	○																																				
第二種電気工事士	×	×	×	×	○																																				
認定電気工事従事者	×	○	×	×	×																																				
特殊電気工事資格者 (ネオン工事)	×	×	○	×	×																																				
特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	×	×	×	○	×																																				

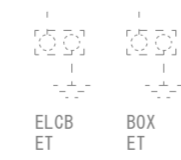
章 項 目	特 記 事 項																																																			
2章 空気調和設備工事 特記事項	<p>◎本工事に使用する機材等は下表による。(○印のある項目について適用する)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>製 造 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">冷水・温水 ・冷温水管</td> <td>配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP</td> </tr> <tr> <td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)</td> </tr> <tr> <td>配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) SUS304</td> </tr> <tr> <td>一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷却水管</td> <td>水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116) SGP-VA (管端防食継手)</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">膨張・空気抜 ・補給水管</td> <td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)</td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP</td> </tr> <tr> <td>蒸気給気管</td> <td>圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40) (JIS G 3454) STPG370</td> </tr> <tr> <td>蒸気還管</td> <td>配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP</td> </tr> <tr> <td>油・油用通気管</td> <td>断熱材被覆鋼管 原管は、JIS H 3300</td> </tr> <tr> <td>○冷媒管</td> <td>保温筒は、発泡プラスチック保温材(JIS A 9511-95)によるポリエチレンフォーム保温筒2種(PE-C-P2)とする。</td> </tr> <tr> <td>○排水管</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP</td> </tr> <tr> <td>○電線管類・同附属品</td> <td>JISマーク表示品</td> </tr> <tr> <td>○電線・ケーブル</td> <td>JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品</td> </tr> <tr> <td>○耐火・耐熱ケーブル</td> <td>消防庁告示による表示品</td> </tr> <tr> <td>○配線器具</td> <td>JISマーク表示品又はJIS等規格品</td> </tr> <tr> <td>○開閉器箱・分電盤</td> <td>パナソニック株、三菱電機株、富士電機株、内外電気株、隼月の宮電機、日東工業株</td> </tr> <tr> <td>○端子盤</td> <td>摂陽明正株、香東電機株、テンパール工業株、樹正興電機製作所、河村電器産業株</td> </tr> <tr> <td>○各盤組込機器</td> <td>東芝E1コントロールシステム株、一光電機株、樹かわでん、ダイシン電機株</td> </tr> <tr> <td>○空冷HPエアコン</td> <td>東芝キャリア株、ダイキン工業株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株、三菱重工株</td> </tr> <tr> <td>○換気扇</td> <td>三菱電機株、樹東芝キャリア、パナソニック株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株</td> </tr> <tr> <td>○中央監視制御装置</td> <td>アズビル株、ジョンソンコントロールズ株、パナソニック株、三菱電機株、樹東芝株日立製作所、富士通株、日本電気株、樹東光高岳、樹明電舎</td> </tr> <tr> <td>○ハンドホール・マンホール</td> <td>ケイコン株、樹オーイケ、カナフレックスコーポレーション株、樹北関東工業株、樹オーコ、九州高圧コンクリート工業株、樹永コンクリート株、樹土井製作所</td> </tr> <tr> <td>○ハンドホール・マンホール蓋</td> <td>アートコンクリート工業株、永井コンクリート工業株、樹マンホール商会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樹オーイケ、樹マンホール商会、伊藤鉄工株、ダイドレ株、第一機材株、北勢工業株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樹長谷川鋳工所、福西鋳物株、樹中部コーポレーション、カネソウ株、樹ニムラ</td> </tr> </tbody> </table>	機 材 名	製 造 者 名	冷水・温水 ・冷温水管	配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)	配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) SUS304	一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) SUS304	冷却水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116) SGP-VA (管端防食継手)	配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP	膨張・空気抜 ・補給水管	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)	配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP	蒸気給気管	圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40) (JIS G 3454) STPG370	蒸気還管	配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP	油・油用通気管	断熱材被覆鋼管 原管は、JIS H 3300	○冷媒管	保温筒は、発泡プラスチック保温材(JIS A 9511-95)によるポリエチレンフォーム保温筒2種(PE-C-P2)とする。	○排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP	○電線管類・同附属品	JISマーク表示品	○電線・ケーブル	JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品	○耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品	○配線器具	JISマーク表示品又はJIS等規格品	○開閉器箱・分電盤	パナソニック株、三菱電機株、富士電機株、内外電気株、隼月の宮電機、日東工業株	○端子盤	摂陽明正株、香東電機株、テンパール工業株、樹正興電機製作所、河村電器産業株	○各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム株、一光電機株、樹かわでん、ダイシン電機株	○空冷HPエアコン	東芝キャリア株、ダイキン工業株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株、三菱重工株	○換気扇	三菱電機株、樹東芝キャリア、パナソニック株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株	○中央監視制御装置	アズビル株、ジョンソンコントロールズ株、パナソニック株、三菱電機株、樹東芝株日立製作所、富士通株、日本電気株、樹東光高岳、樹明電舎	○ハンドホール・マンホール	ケイコン株、樹オーイケ、カナフレックスコーポレーション株、樹北関東工業株、樹オーコ、九州高圧コンクリート工業株、樹永コンクリート株、樹土井製作所	○ハンドホール・マンホール蓋	アートコンクリート工業株、永井コンクリート工業株、樹マンホール商会		樹オーイケ、樹マンホール商会、伊藤鉄工株、ダイドレ株、第一機材株、北勢工業株		樹長谷川鋳工所、福西鋳物株、樹中部コーポレーション、カネソウ株、樹ニムラ
機 材 名	製 造 者 名																																																			
冷水・温水 ・冷温水管	配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP																																																			
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)																																																			
	配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) SUS304																																																			
	一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) SUS304																																																			
冷却水管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116) SGP-VA (管端防食継手)																																																			
	配管用炭素鋼管(白) (JIS G 3452) SGP																																																			
膨張・空気抜 ・補給水管	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA(管端防食継手)																																																			
	配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP																																																			
蒸気給気管	圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40) (JIS G 3454) STPG370																																																			
蒸気還管	配管用炭素鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP																																																			
油・油用通気管	断熱材被覆鋼管 原管は、JIS H 3300																																																			
○冷媒管	保温筒は、発泡プラスチック保温材(JIS A 9511-95)によるポリエチレンフォーム保温筒2種(PE-C-P2)とする。																																																			
○排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741) VP																																																			
○電線管類・同附属品	JISマーク表示品																																																			
○電線・ケーブル	JISマーク表示品又はJIS、JCS等規格品																																																			
○耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品																																																			
○配線器具	JISマーク表示品又はJIS等規格品																																																			
○開閉器箱・分電盤	パナソニック株、三菱電機株、富士電機株、内外電気株、隼月の宮電機、日東工業株																																																			
○端子盤	摂陽明正株、香東電機株、テンパール工業株、樹正興電機製作所、河村電器産業株																																																			
○各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム株、一光電機株、樹かわでん、ダイシン電機株																																																			
○空冷HPエアコン	東芝キャリア株、ダイキン工業株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株、三菱重工株																																																			
○換気扇	三菱電機株、樹東芝キャリア、パナソニック株、日立グループ「日立冷暖空調システム」株																																																			
○中央監視制御装置	アズビル株、ジョンソンコントロールズ株、パナソニック株、三菱電機株、樹東芝株日立製作所、富士通株、日本電気株、樹東光高岳、樹明電舎																																																			
○ハンドホール・マンホール	ケイコン株、樹オーイケ、カナフレックスコーポレーション株、樹北関東工業株、樹オーコ、九州高圧コンクリート工業株、樹永コンクリート株、樹土井製作所																																																			
○ハンドホール・マンホール蓋	アートコンクリート工業株、永井コンクリート工業株、樹マンホール商会																																																			
	樹オーイケ、樹マンホール商会、伊藤鉄工株、ダイドレ株、第一機材株、北勢工業株																																																			
	樹長谷川鋳工所、福西鋳物株、樹中部コーポレーション、カネソウ株、樹ニムラ																																																			

章 項 目	特 記 事 項																																												
2章 空気調和設備工事 特記事項	<p>【凡例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シンボル</th> <th>名 称</th> <th>仕 様</th> <th>参 考 形 名 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>— R —</td> <td>冷媒管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>— D —</td> <td>ドレン管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>— — — — —</td> <td>天井隠ぺい配線(電気)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>露出配線(電気)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>立管(立上り・立下り)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>立上り・立下り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>立上り・引下げ(電気)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>電灯盤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>動力盤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⊕</td> <td>個別リモコン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>その他については、各図面の凡例参照。</p>	シンボル	名 称	仕 様	参 考 形 名 等	— R —	冷媒管			— D —	ドレン管			— — — — —	天井隠ぺい配線(電気)			○ ○	露出配線(電気)			○ ○	立管(立上り・立下り)			○ ○	立上り・立下り			○ ○	立上り・引下げ(電気)			□	電灯盤			□	動力盤			⊕	個別リモコン		
シンボル	名 称	仕 様	参 考 形 名 等																																										
— R —	冷媒管																																												
— D —	ドレン管																																												
— — — — —	天井隠ぺい配線(電気)																																												
○ ○	露出配線(電気)																																												
○ ○	立管(立上り・立下り)																																												
○ ○	立上り・立下り																																												
○ ○	立上り・引下げ(電気)																																												
□	電灯盤																																												
□	動力盤																																												
⊕	個別リモコン																																												

【機器表】				【撤去機器表】					
シンボル	名称	仕様	数量	参考型番・備考	シンボル	名称	仕様	数量	設置場所・型番
RC 302	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン リニューアル型 室外ユニット	P224形(8馬力相当)[冷暖切換] 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房22.4kW以上 暖房25.0kW以上 暖房最大低温能力:15.8kW以上 消費電力(定格):冷房6.39kW 暖房6.26kW 暖房最大低温7.25kW以下 APF(2015):6.0以上 圧縮機電動機出力:5.54kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7】対応	1	4階:屋上 RQYP224FBH(9'イ)工業)	PAC 302	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室外ユニット	冷媒:R407C 封入量:12kg 冷凍機油:MA32(4.6L) 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7 冷房能力:22.4kW 外径寸法 本体:H1,450×W1,350×D600 質量 本体:250kg エアコン防振台(H135×W1,330×D580 総重量 約28kgf)共	1	4階:屋上 FDOP224HKX2D(三菱重工) ABSV-JD0104(倉敷化工)
		天井吊形 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房238W 暖房238W以下 冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52 ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 分岐管 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	2	3階:通信司令室 FXYP112NA(9'イ)工業)			PAC 302A	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット	天井埋込型ダクトタイプ P224形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7 冷房能力:22.4kW 外径寸法 本体:H360×W1,570×D830 質量 本体:92kg リモコンのみ撤去
RC 302A ☆	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 室内ユニット	天井吊形 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房238W 暖房238W以下 冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52 ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 分岐管 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	2	4階:屋上 RQYP335FBH(9'イ)工業)	PAC 303	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室外ユニット			冷媒:R407C 封入量:12kg 冷凍機油:MA32(4.6L) 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7 冷房能力:22.4kW 外径寸法 本体:H1,450×W1,350×D600 質量 本体:250kg エアコン防振台(H135×W1,330×D580 総重量 約28kgf)共
		天井吊形 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房238W 暖房238W以下 冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52 ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 分岐管 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	2	3階:事務室 FDUP224HKX1D(三菱重工)			PAC 303A	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット	天井埋込型ダクトタイプ P224形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7 冷房能力:22.4kW 外径寸法 本体:H360×W1,570×D830 質量 本体:92kg リモコンのみ撤去
RC 303	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン リニューアル型 室外ユニット	P335形(12馬力相当)[冷暖切換] 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房33.5kW以上 暖房37.5kW以上 暖房最大低温能力:21.5kW以上 消費電力(定格):冷房9.95kW 暖房12.7kW 暖房最大低温12.5kW以下 APF(2015):6.3以上 圧縮機電動機出力:10.7kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ25.4 液管φ12.7】対応	1	4階:屋上 RQYP335FBH(9'イ)工業)	PAC 304	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室外ユニット			冷媒:R407C 封入量:12kg 冷凍機油:MA32(5.4L) 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ28.58 液管φ12.7 冷房能力:28.0kW 外径寸法 本体:H1,450×W1,350×D600 質量 本体:275kg エアコン防振台(H135×W1,330×D580 総重量 約28kgf)共
		天井吊形 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房238W 暖房238W以下 冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52 ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 分岐管 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	3	3階:事務室・司令室 FXYP112NA(9'イ)工業)			PAC 304A	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット	天井埋込型ダクトタイプ P280形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ28.58 液管φ12.7 冷房能力:28.0kW 外径寸法 本体:H360×W1,570×D830 質量 本体:92kg リモコンのみ撤去
RC 303A ☆	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 室内ユニット	天井吊形 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房238W 暖房238W以下 冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52 ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 分岐管 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	2	3階:男子仮眠室 FDRVP56H3D3(三菱重工) 室外機: FDCVP56HD3(三菱重工)	PAC 305	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン			冷媒:R407C 封入量:2.9kg 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ15.88 液管φ6.35 冷房能力:5.0kW 室外機: 外径寸法 本体:H845×W880×D340 質量 本体:65kg エアコン防振台(H133×W930×D440 総重量 約20.9kg)
		天井ビルトイン形 P56形(2.3馬力相当)[シングル] 電源:三相200V 冷媒:R32 室外機:耐重塩害仕様 能力:冷房5.0kW(2.3~5.6kW)以上 暖房5.6kW(2.6~7.1kW)以上 暖房最大低温能力:5.6kW以上 消費電力(定格):冷房1.56kW 暖房1.59kW 暖房最大低温2.16kW以下 運転電流(定格):冷房4.6A 暖房4.7A以下 最大10.0A以下 APF(2015):4.9以上 圧縮機電動機出力:1.07kW以下 吸込パネル、吸込パネル用キャンバス、ドレンアップ機能、防振架台(耐重塩害仕様) 【既存冷媒配管:ガス管φ15.88 液管φ6.35】対応、個別リモコン共 吹出分岐チャンパ、吹出フレキ角ダクト 結露防止型グリル ND-VHS 200×200 透明カバー付 結露防止型グリル ND-VHS 250×250 透明カバー付	4	3階:女子仮眠室 FDRVP56H3D3(三菱重工) 室外機: FDCVP56HD3(三菱重工)			PAC 306	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室内機: 天井埋込型ビルトインタイプ P56形 外径寸法 本体:H299×W950×D635 質量 本体:35kg パネル:H10×W1064×D585 質量:6kg、リモコン共
RC 305 RC 306	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	天井ビルトイン形 P56形(2.3馬力相当)[冷暖切換] 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房56.0kW以上 暖房63.0kW以上 暖房最大低温能力:39.6kW以上 消費電力(定格):冷房17.5kW 暖房21.5kW 暖房最大低温24.0kW以下 APF(2015):5.2以上 圧縮機電動機出力:(10.1+4.69)kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ38.1 液管φ19.05】対応	2	4階:屋上 RQYP560FBH(9'イ)工業)	PAC 306	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン			冷媒:R407C 封入量:2.9kg 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ15.88 液管φ6.35 冷房能力:5.0kW 室外機: 外径寸法 本体:H845×W880×D340 質量 本体:65kg エアコン防振台(H133×W930×D440 総重量 約20.9kg)
		天井ビルトイン形 P56形(2.3馬力相当)[冷暖切換] 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房56.0kW以上 暖房63.0kW以上 暖房最大低温能力:39.6kW以上 消費電力(定格):冷房17.5kW 暖房21.5kW 暖房最大低温24.0kW以下 APF(2015):5.2以上 圧縮機電動機出力:(10.1+4.69)kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ38.1 液管φ19.05】対応	2	吹出口 VHS型 200×200			PAC 307	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室外ユニット	室内機: 天井埋込型ビルトインタイプ P56形 外径寸法 本体:H299×W950×D635 質量 本体:35kg パネル:H10×W1064×D585 質量:6kg、リモコン共
RC 307	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン リニューアル型 室外ユニット	天井ビルトイン形 P56形(2.3馬力相当) 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房56.0kW以上 暖房63.0kW以上 暖房最大低温能力:39.6kW以上 消費電力(定格):冷房17.5kW 暖房21.5kW 暖房最大低温24.0kW以下 APF(2015):5.2以上 圧縮機電動機出力:(10.1+4.69)kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ38.1 液管φ19.05】対応	1	4階:屋上 RQYP560FBH(9'イ)工業)	PAC 307	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室外ユニット			冷媒:R407C 封入量:(12+7)kg 組合せ質量:525kg 電源:三相200V 冷媒配管:ガス管φ38.1 液管φ19.05 冷房能力:56.0kW 外径寸法 本体:H1,450×W1,350×D600 エアコン防振台(H135×W1,330×D580 総重量 約28kgf)共
		天井ビルトイン形 P56形(2.3馬力相当) 電源:三相200V 冷媒:R410A 耐重塩害仕様 能力:冷房56.0kW以上 暖房63.0kW以上 暖房最大低温能力:39.6kW以上 消費電力(定格):冷房17.5kW 暖房21.5kW 暖房最大低温24.0kW以下 APF(2015):5.2以上 圧縮機電動機出力:(10.1+4.69)kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、アクティブフィルター共 【既存冷媒配管:ガス管φ38.1 液管φ19.05】対応	1	吹出口 VHS型 250×250			PAC 307A	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット	天井埋込型ダクトタイプ P112形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ19.05 液管φ9.52 冷房能力:11.2kW 外径寸法 本体:H360×W820×D830 質量 本体:49kg リモコンのみ撤去
RC 307A ☆	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 室内ユニット	天井埋込力セット形4方向 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房187W 暖房174W以下 標準パネル、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス側φ19.05 液側φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	4	3階:多目的ホール FXYP112NA(9'イ)工業)	PAC 307A	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット			天井埋込型ダクトタイプ P112形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ19.05 液管φ9.52 冷房能力:11.2kW 外径寸法 本体:H360×W820×D830 質量 本体:49kg リモコンのみ撤去
		天井埋込力セット形4方向 P112形(4.0馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房11.2kW以上 暖房12.5kW以上 消費電力(定格):冷房187W 暖房174W以下 標準パネル、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス側φ19.05 液側φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	4	3階:ホワイト FDUP71HKX1D(三菱重工)			PAC 307B	空冷ヒートポンプ式 マルチ空調システム 室内ユニット	天井埋込型ダクトタイプ P71形 電源:単相200V 冷媒配管:ガス管φ15.88 液管φ9.52 冷房能力:7.1kW 外径寸法 本体:H360×W820×D830 質量 本体:48kg
RC 307B ☆	空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 室内ユニット	天井埋込力セット形4方向 P71形(2.5馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房7.1kW以上 暖房8.0kW以上 消費電力(定格):冷房72W 暖房68W以下 標準パネル、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	1	3階:ホワイト FXYP71NA(9'イ)工業)	PAC 308	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン			冷媒:R407C 封入量:5.0kg 電源:三相200V 室外機: 外径寸法 本体:H1,300×W970×D370 質量 本体:130kg 冷媒配管:ガス管φ19.05 液管φ9.52 冷房能力:10.0kW エアコン防振台(H133×W930×D440 総重量 約20.9kg)
		天井埋込力セット形4方向 P71形(2.5馬力相当) 電源:単相200V 冷媒:R410A 能力:冷房7.1kW以上 暖房8.0kW以上 消費電力(定格):冷房72W 暖房68W以下 標準パネル、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス側φ15.88 液側φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	1	室内機: 天井カセット型2方向ツインタイプ P56形 冷媒配管:ガス管φ15.88 液管φ6.35 外径寸法 本体:H330×W1,054×D620 質量 本体:26kg パネル:H8×W1,300×D680 質量:9kg、リモコン共			1	3階:体力錬成コーナー FDTWVP112HP3D3(三菱重工) 室外機: FDCVP112HD3(三菱重工) ABSV-KD0101C(倉敷化工)	
RC 308 ☆	空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	天井吊形 P112形(4馬力相当)[シングル] 電源:三相200V 冷媒:R32 室外機:耐重塩害仕様 能力:冷房10.0kW(4.8~11.2kW)以上 暖房11.2kW(5.1~14.0kW)以上 暖房最大低温能力:10.0kW以上 消費電力(定格):冷房2.72kW 暖房2.70kW 暖房最大低温4.35kW以下 運転電流(定格):冷房8.3A 暖房8.3A以下 最大20.3A以下 APF(2015):5.5以上 圧縮機電動機出力:1.95kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス管φ19.05 液管φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	1	3階:体力錬成コーナー SZRH112BJ(H)(9'イ)工業)	※特記事項 (1) 斜線の室内機は残置とし、リモコンのみ撤去とする。(リモコン:ワイヤード仕様) なお、施工上室内機の撤去が必要な場合は監督員と協議の上撤去とする。				
		天井吊形 P112形(4馬力相当)[シングル] 電源:三相200V 冷媒:R32 室外機:耐重塩害仕様 能力:冷房10.0kW(4.8~11.2kW)以上 暖房11.2kW(5.1~14.0kW)以上 暖房最大低温能力:10.0kW以上 消費電力(定格):冷房2.72kW 暖房2.70kW 暖房最大低温4.35kW以下 運転電流(定格):冷房8.3A 暖房8.3A以下 最大20.3A以下 APF(2015):5.5以上 圧縮機電動機出力:1.95kW以下 防振架台(耐重塩害仕様)、ロングライフフィルター、ドレンアップ機能共 【既存冷媒配管:ガス管φ19.05 液管φ9.52】対応 空気清浄機能専用ユニット組込 個別リモコン	1						



※ 新設する空調機の仕様に適した漏電遮断器を設置すること。
 なお、結線図の仕様は[M-06 機器表]の形名を基準としている。
 参考：Panasonic/BJW31009K・BJW3403・BJW3153



阿南市辰己町1番地33 阿南市消防本部 消防総務課 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498		●工事名	消防本部庁舎3階空調設備改修工事	●縮尺	設計	図面番号
		●図面名	結線図	●年月	令和 4年 6月	M-07

チャンバリスト【参考】

機器番号	種類	寸法 (W x L x H)	台数	備考
PAC-302A	SA	1400 x 300 x 550	1	GW50t内貼
	RA	1400 x 300 x 550	1	GW25t内貼
PAC-303A	SA	1400 x 300 x 550	1	GW50t内貼
	RA	1400 x 300 x 550	1	GW25t内貼
PAC-304A	SA	1400 x 300 x 550	1	GW50t内貼
	RA	1400 x 300 x 550	1	GW25t内貼
PAC-305	SA	850 x 300 x 450	1	GW50t内貼
PAC-306	SA	850 x 300 x 450	1	GW50t内貼
PAC-307A	SA	1150 x 300 x 500	4	GW50t内貼
	RA	1150 x 300 x 500	4	GW25t内貼
PAC-307B	SA	550 x 300 x 500	1	GW50t内貼
	RA	750 x 300 x 500	1	GW25t内貼

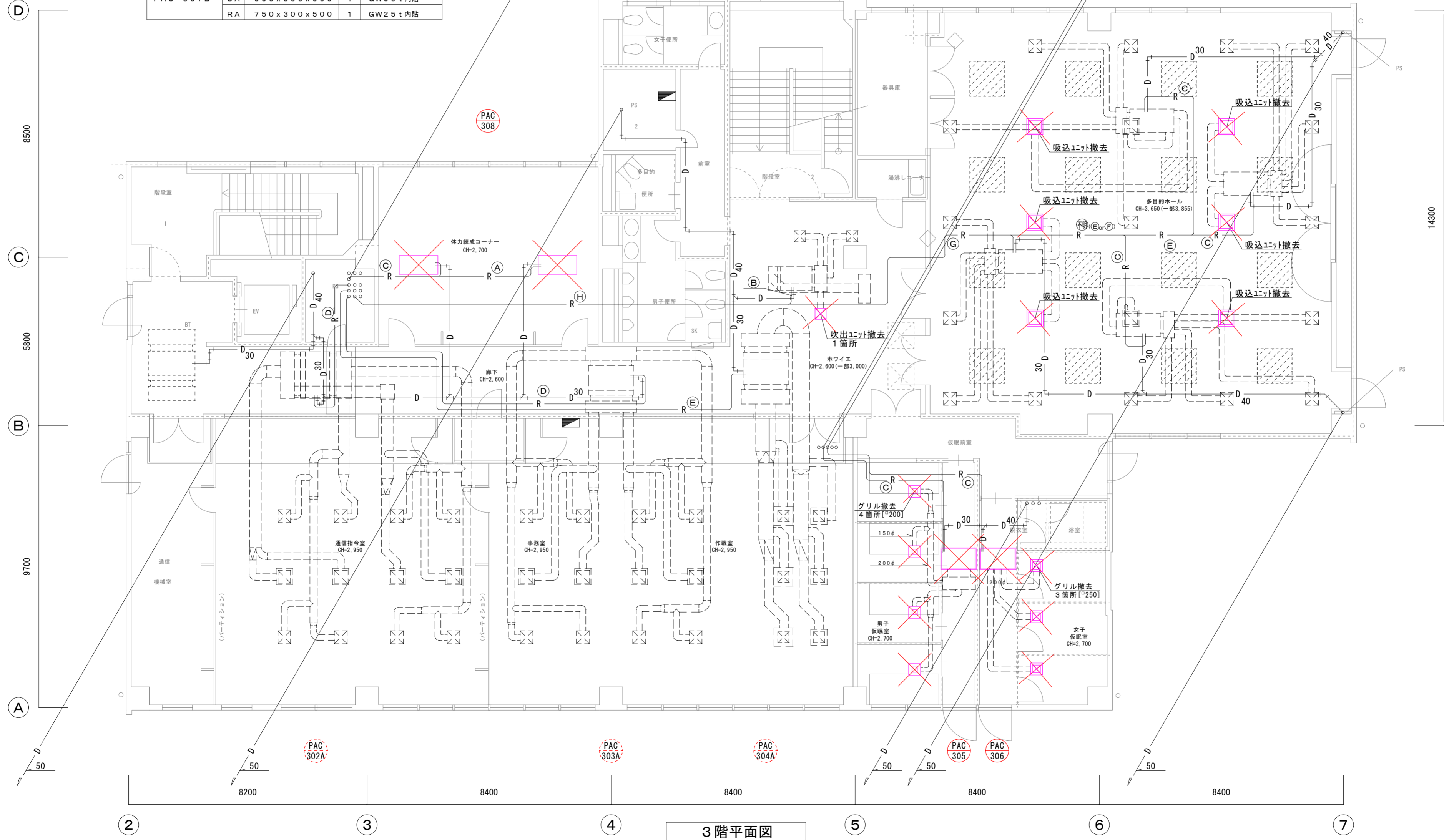
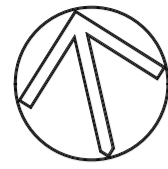
器具表【参考】

通信司令室		事務室		作戦室		男子仮眠室		ホワイエ		多目的ホール	
E2 #25	8	E2 #30	6	E2 #30	6	VHS 200x200	4	E2 #25	2	E2 #25	16
SA 540 m ² /h		SA 670 m ² /h		SA 580 m ² /h		SA 210 m ² /h		SA 540 m ² /h		SA 435 m ² /h	
HS 450 x 450	4	HS 450 x 450	4	HS 400 x 400	4			HS 500 x 500	1	HS 450 x 450	8
RA 1080 m ² /h		RA 1005 m ² /h		RA 870 m ² /h				RA 1080 m ² /h		RA 870 m ² /h	
						女子仮眠室					
						VHS 250x250					
						SA 280 m ² /h					

冷媒配管サイズ表

記号	冷媒配管径 (mm)		
	液管	ガス管	均油配管
(A)	6.35	15.88	
(B)	9.52	15.88	
(C)	9.52	19.05	
(D)	12.70	25.40	
(E)	12.70	28.58	
(F)	15.88	25.40	
(G)	15.88	31.75	
(H)	19.05	38.10	
(I)	12.70	28.58	9.52
(J)	19.05	38.10	9.52

※特記なき冷媒配管は、上記表のとおり。
※冷媒配管・屋内ドレン管は保温施工とする。
※既設冷媒配管及びドレン管は原則再使用する。



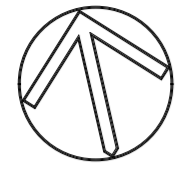
※室外機の据付・撤去は、2.5tラフテレーンクレーンを使用し、作業工程について施設管理者及び監督者と十分に連絡調整の上、行うこと。
※内部足場として移動足場(α-リソグ 77-)を(W=3.0m, H=2.85m, 1.5段)及び(W=3.0m, H=2.0m, 1段)を見込む。(多目的ホール)

阿南市辰己町1番地33
阿南市消防本部
消防総務課
(0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498

●工事名
消防本部庁舎3階空調設備改修工事
●図面名
3階平面図(空調設備改修前)

●縮尺
1/100
●年月
令和4年6月

設計
図面番号
M-08



冷媒配管・ドレン管 凡例

シボル	仕様
R	再使用
D	残置(端末キャップ止め)
R	新設(保温施工)
D	新設(保温施工)
(Symbol with dashed line)	既設配管切断点
(Symbol with solid line)	新設配管接続点
(Symbol with triangle)	分岐管 (分岐前は既設配管種、分岐後は室内機仕様の配管種とする)

チャンパーリスト【参考】

機器番号	種類	寸法(W x L x H)	台数	備考
RC-305	SA	850 x 300 x 450	1	GW50t内貼
RC-306	SA	850 x 300 x 450	1	GW50t内貼

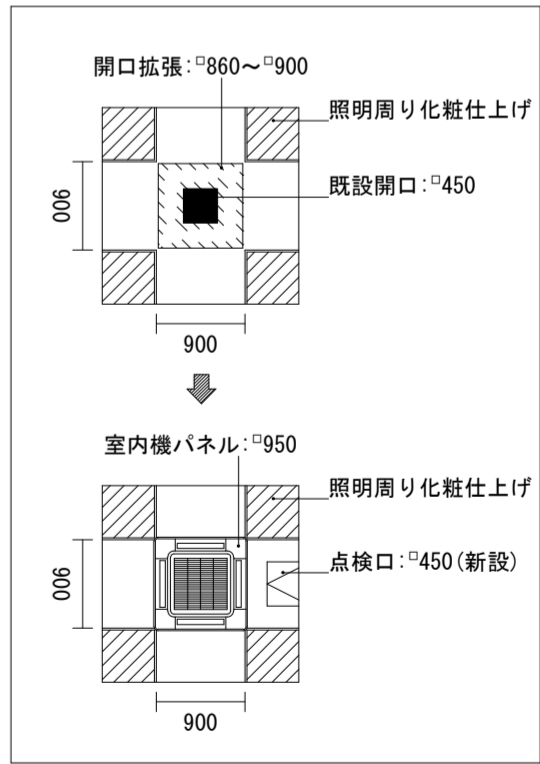
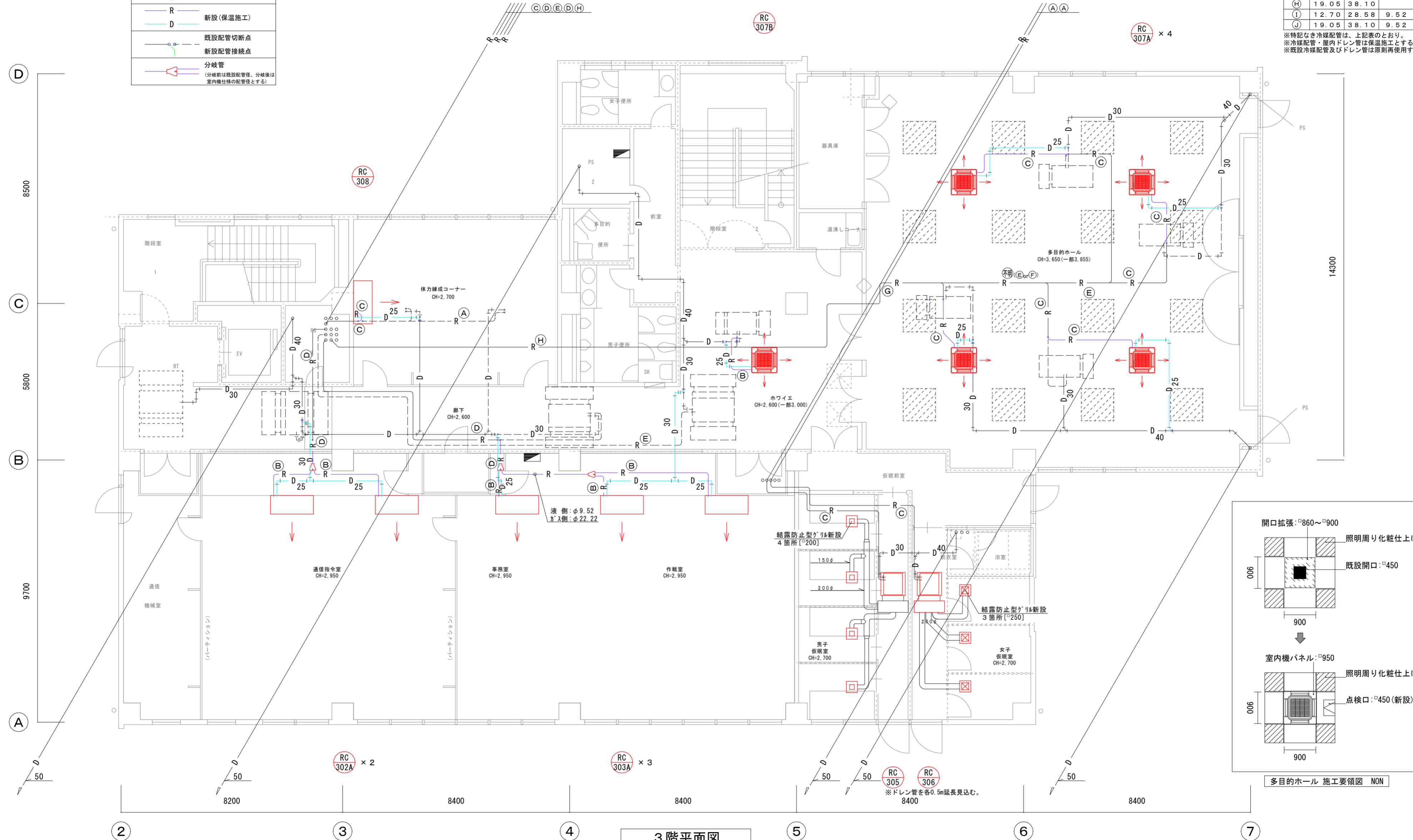
器具表【参考】

男子仮眠室		※数値は改修前
VHS	200 x 200	
SA	210 m ² /h	
女子仮眠室		※数値は改修前
VHS	250 x 250	
SA	280 m ² /h	

冷媒配管サイズ表

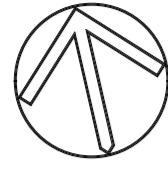
記号	冷媒配管径(mm)		
	液管	ガス管	均油配管
(A)	6.35	15.88	
(B)	9.52	15.88	
(C)	9.52	19.05	
(D)	12.70	25.40	
(E)	12.70	28.58	
(F)	15.88	25.40	
(G)	15.88	31.75	
(H)	19.05	38.10	
(I)	12.70	28.58	9.52
(J)	19.05	38.10	9.52

※特記なき冷媒配管は、上記表のとおり。
※冷媒配管・屋内ドレン管は保温施工とする。
※既設冷媒配管及びドレン管は原則再使用する。



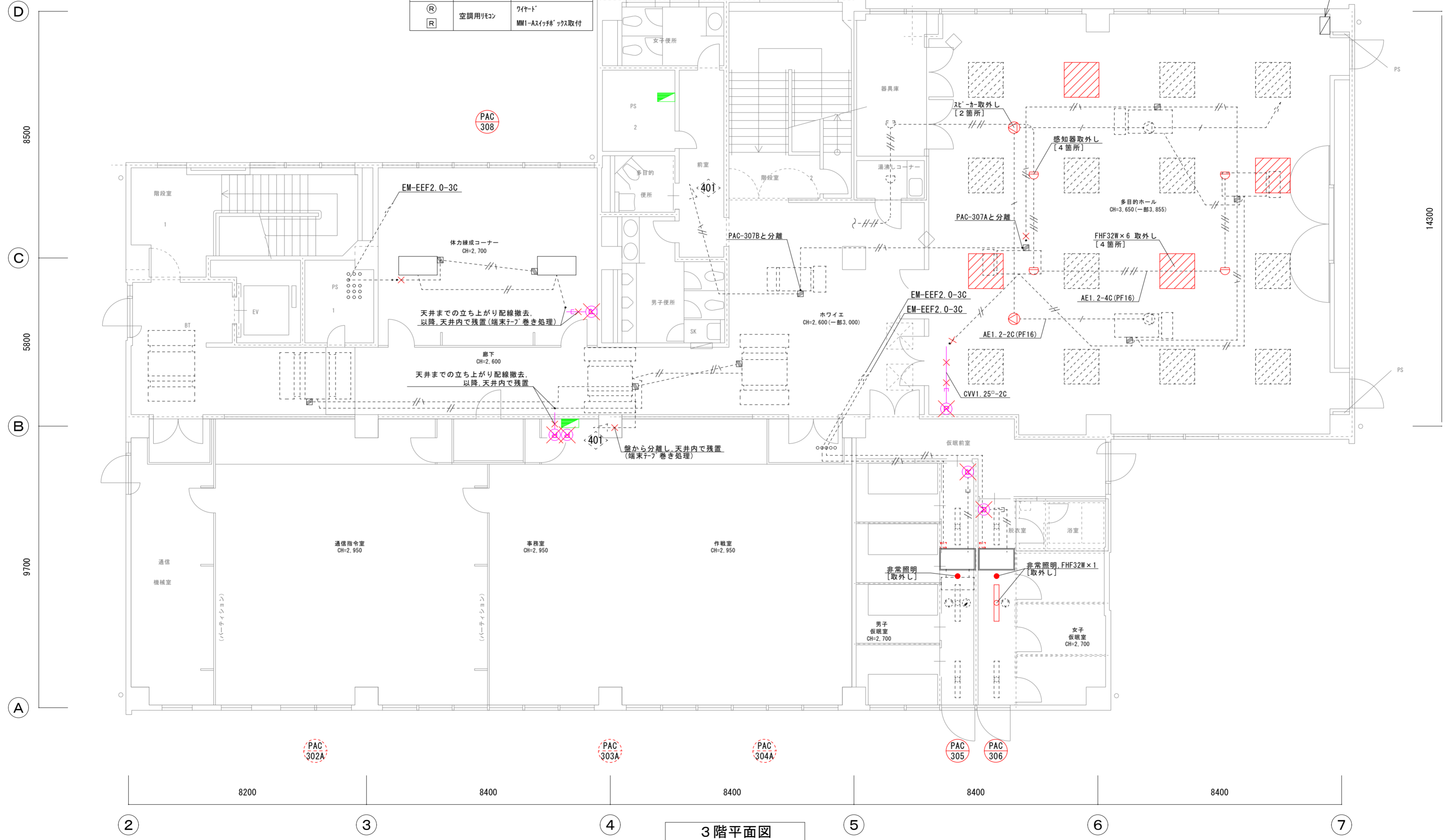
多目的ホール 施工要領図 NON

3階平面図



シンボル	名称	仕様
——//——	電源配線 (既設再使用)	EM-EEF2.0-3C<1C7-2>
——//——	“(既存残置)”	”
——//——	リコン配線 (撤去)	CVV1.25 [□] -2C
——//——	“(既存残置)”	”
——//——	防災設備 (既設再使用)	AE1.2-4C (PF16)
——//——	音響設備 (既設再使用)	AE1.2-2C (PF16)
——//——	既設配線切断点 (端部テープ巻き処理後天井内で残置)	

シンボル	名称	仕様
■	電灯盤	
▨	FHF32W×6	
▩	FHF32W×1	
●	非常照明	
⊕	70トレットボックス	樹脂製、カバー付
⊖	感知器	
⊙	音響用スピーカー	
⊚	空調用リコン	ワイヤード
⊛		MM1-ASタイプボックス取付



3階平面図

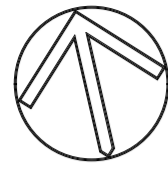
※内部足場として移動足場(ローリングタワ)を[W=3.0m, H=2.85m, 1.5段]及び[W=3.0m, H=2.0m, 1段]を見込む。(多目的ホール)

阿南市辰巳町1番地33
阿南市消防本部
 消防総務課
 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498

●工事名
消防本部庁舎3階空調設備改修工事
 ●図面名
3階平面図 (電気設備改修前)

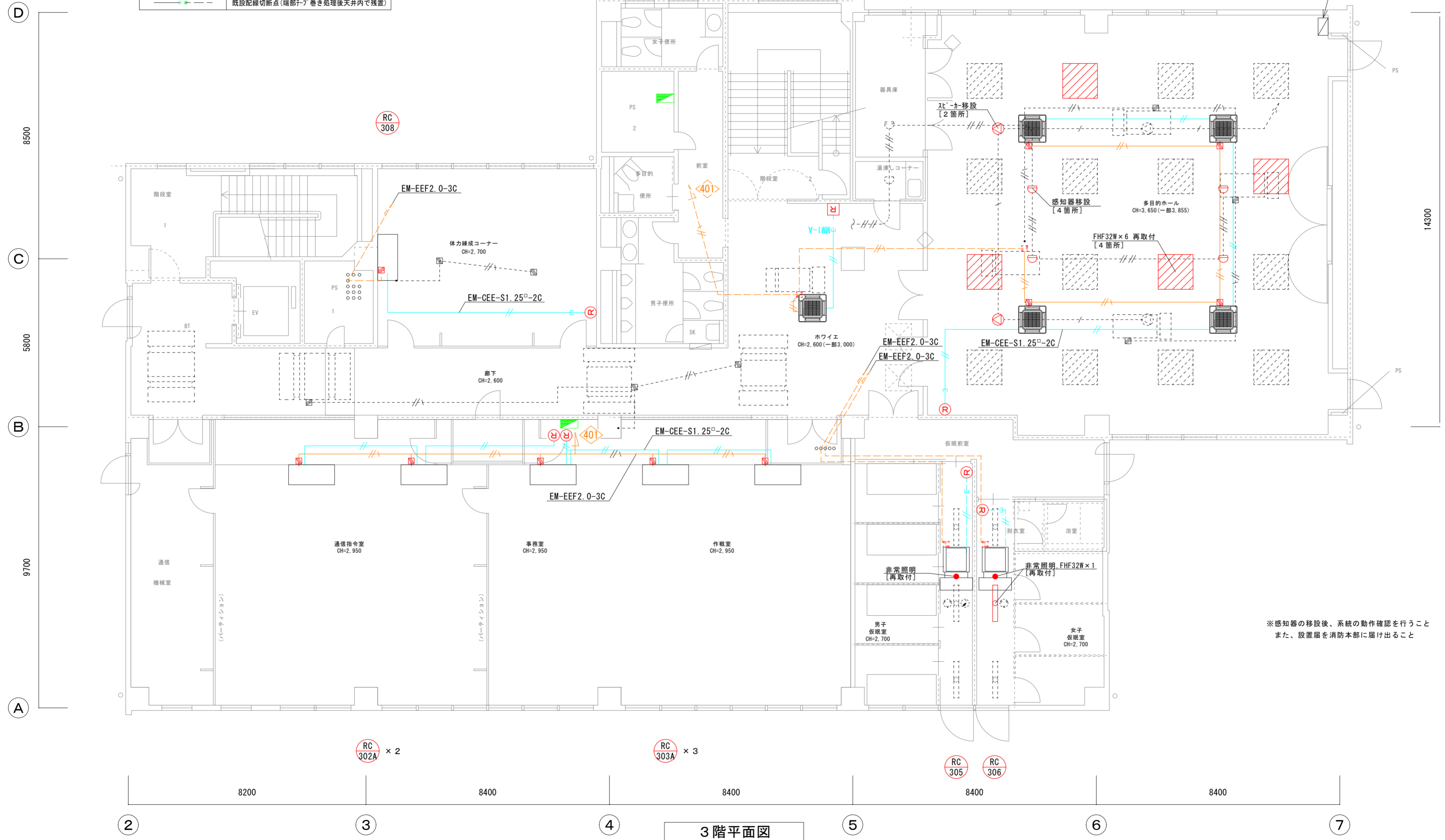
●縮尺
1/100
 ●年月
令和4年6月

設計 図面番号
M-10



電気設備 配線 線種凡例

シンボル	名称	仕様
	電源配線(新設)	EM-EEF2.0-3C(1G7-2)
	"(既設再使用)"	"
	"(既存残置)"	"
	リコン配線(新設)	EM-CEE-S1.25 [□] -2C
	"(既設再使用)"	CVV1.25 [□] -2C
	"(既存残置)"	"
	防災設備(既設再使用)	AE1.2-4C(PF16)
	音響設備(既設再使用)	AE1.2-2C(PF16)
	既設配線切断点(端部7-7 巻き処理後天井内で残置)	



※感知器の移設後、系統の動作確認を行うこと
また、設置届を消防本部に届け出ること

3階平面図

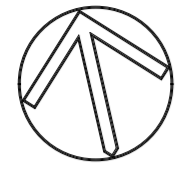
※内部足場として移動足場(ローリングタラ)を[W=3.0m, H=2.85m, 1.5段]及び[W=3.0m, H=2.0m, 1段]を見込む。(多目的ホール)

阿南市辰巳町1番地33
阿南市消防本部
消防総務課
(0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498

●工事名
消防本部庁舎3階空調設備改修工事
●図面名
3階平面図(電気設備改修後)

●縮尺
1/100
●年月
令和4年6月

設計
図面番号
M-11



天井仕上表

室名	仕上げ
男子仮眠室	RB (GB下張り)
女子仮眠室	RB (GB下張り)
ホワイエ	RB (GB下張り)
多目的ホール	RB (GB下張り) 一部GB・AEP
体力錬成コーナー	RB (GB下張り)

凡例

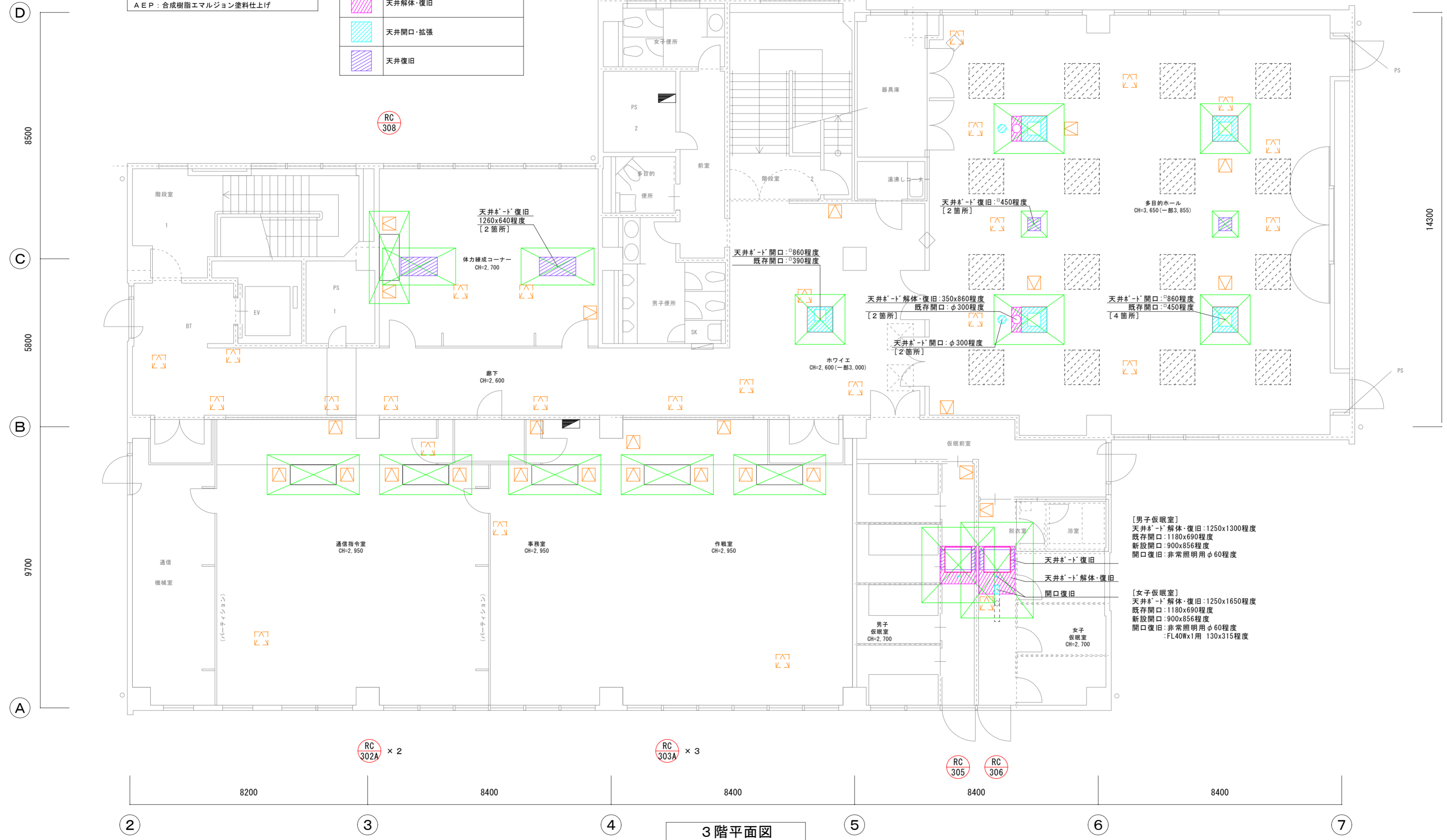
RB : ロックウール化粧吸音板(下張りGBは厚9.5)
 GB : せっこうボード
 AEP : 合成樹脂エマルジョン塗料仕上げ

天井開口改修 凡例

シボ	仕様
	新設空調用開口:φ860~φ900程度 軽量鉄骨天井開口部補強:900×900程度 (RC-305, 306, 307系統: 7箇所)
	新設天井点検口:φ450 7A製 内外枠共額縁 軽量鉄骨天井開口部補強:450×450程度
	既設天井点検口:φ450
	天井解体・復旧
	天井開口・拡張
	天井復旧

部分養生 凡例:室名・数量(見込)

シボ	室名	数量(見込)
	通信司令室・事務室・司令室系統	22㎡程度
	男女仮眠室系統	15㎡程度
	多目的ホール・ホワイエ系統	19㎡程度
	体力錬成コーナー系統	11㎡程度



3階平面図

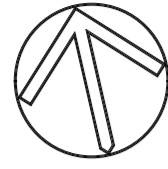
※内部足場として移動足場(ローリングタワ)を[W=3.0m, H=2.85m, 1.5段]及び[W=3.0m, H=2.0m, 1段]を見込む。(多目的ホール)

阿南市辰巳町1番地33
阿南市消防本部
 消防総務課
 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498

●工事名
消防本部庁舎3階空調設備改修工事
 ●図面名
3階平面図(天井解体・復旧)

●縮尺
1/100
 ●年月
令和4年6月

設計
 図面番号
 M-12



冷媒配管・電源配線リスト

記号	冷媒配管	区分	電源配線	区分	備考
PAC-302	④	再使用	CET14 [□] , E5.5 [□]	再使用	
PAC-303	④	再使用	CET14 [□] , E5.5 [□]	再使用	
PAC-304	⑤	撤去	CE8 [□] -3C, E2.0	撤去	
PAC-305	①	再使用	CE2.0 [□] -4C	再使用	
PAC-306	①	再使用	CE2.0 [□] -4C	再使用	
PAC-307	⑧	再使用	-	-	
(PAC-307 ^①)	①	撤去	CET14 [□] , E8 [□]	撤去	
(PAC-307 ^②)	①	撤去	CET14 [□] , E8 [□]	撤去	E8 [□] は再使用
PAC-308	③	再使用	CE3.5 [□] -4C	再使用	

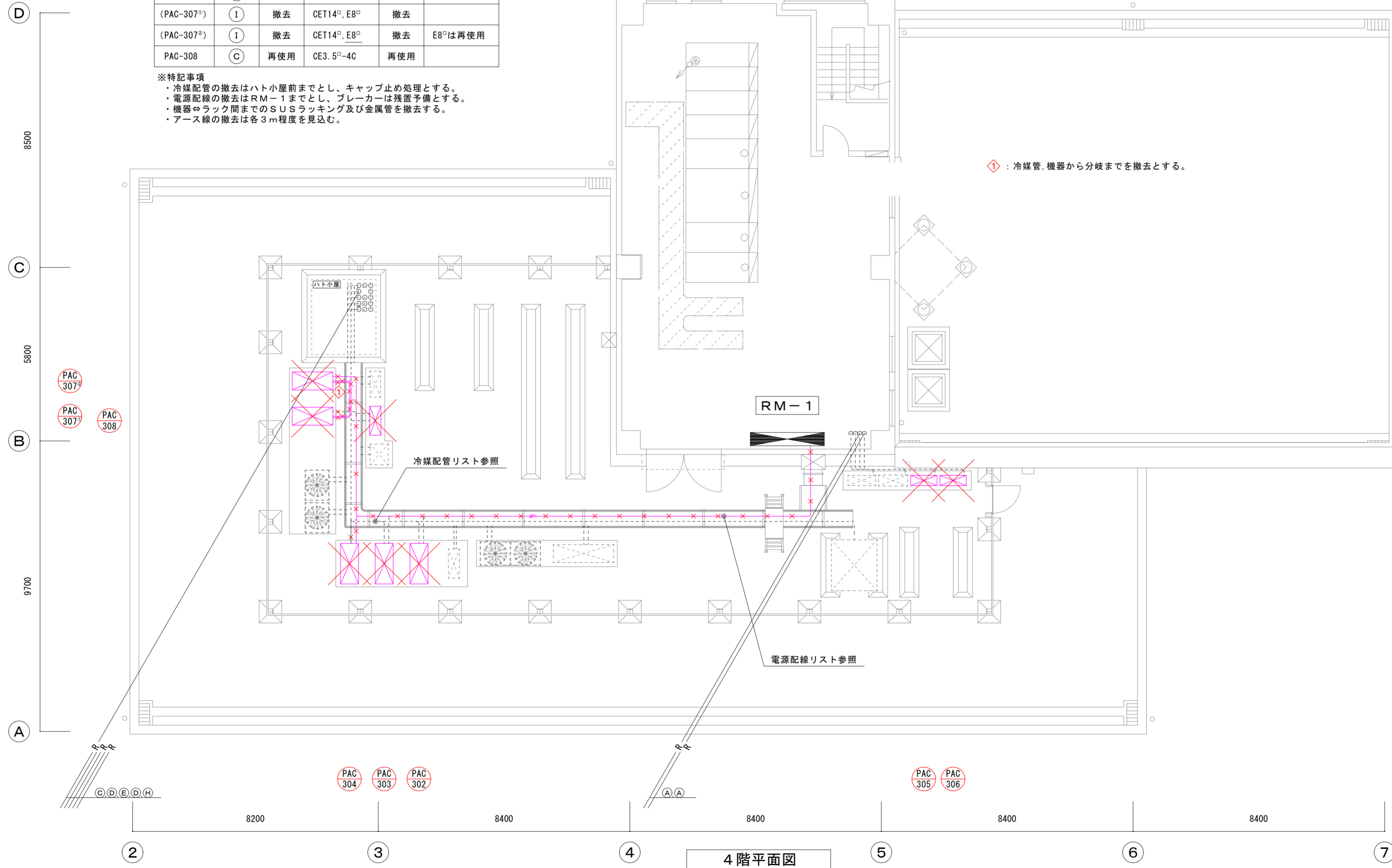
※特記事項

- ・冷媒配管の撤去はハト小屋前までとし、キャップ止め処理とする。
- ・電源配線の撤去はRM-1までとし、ブレーカーは残置予備とする。
- ・機器⇄ラック間までのSUSラッキング及び金属管を撤去する。
- ・アース線の撤去は各3m程度を見込む。

冷媒配管サイズ表

記号	冷媒配管径 (mm)		
	液管	ガス管	均油配管
①	6.35	15.88	
②	9.52	15.88	
③	9.52	19.05	
④	12.70	25.40	
⑤	12.70	28.58	
⑥	15.88	25.40	
⑦	15.88	31.75	
⑧	19.05	38.10	
⑨	12.70	28.58	9.52
⑩	19.05	38.10	9.52

※特記なき冷媒配管は、上記表のとおり。
 ※冷媒配管・屋内ドレン管は保温施工とする。
 ※既設冷媒配管及びドレン管は原則再使用する。

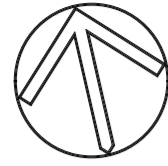


◇ : 冷媒管, 機器から分岐までを撤去とする。

冷媒配管リスト参照

電源配線リスト参照

4階平面図



冷媒配管・電源配線リスト

記号	冷媒配管	区分	新設SUSラッキング径	電源配線	区分	新設金属製可とう管径	備考
RC-302	ⓓ	再使用	φ116	CET14 [□] , E5.5 [□]	再使用	φ38	
RC-303	ⓓ	再使用	φ116	CET14 [□] , E5.5 [□]	再使用	φ38	
RC-305	Ⓐ	再使用	再使用	CE2.0 [□] -4C	再使用	再使用	
RC-306	Ⓐ	再使用	再使用	CE2.0 [□] -4C	再使用	再使用	
RC-307	ⓓ	再使用 (一部延長)	φ128	CE38 [□] -3C, E8 [□]	新設	φ38	E8 [□] は再使用
RC-308	Ⓒ	再使用	φ100	CE3.5 [□] -4C	再使用	φ24	

冷媒配管・電源配線 凡例

シボ	仕様	区分
— (solid blue)	冷媒配管系統	新設
- - - (dashed blue)	冷媒配管系統	既存
— (solid orange)	電源配線系統	新設
- - - (dashed orange)	電源配線系統	既存

冷媒配管サイズ表

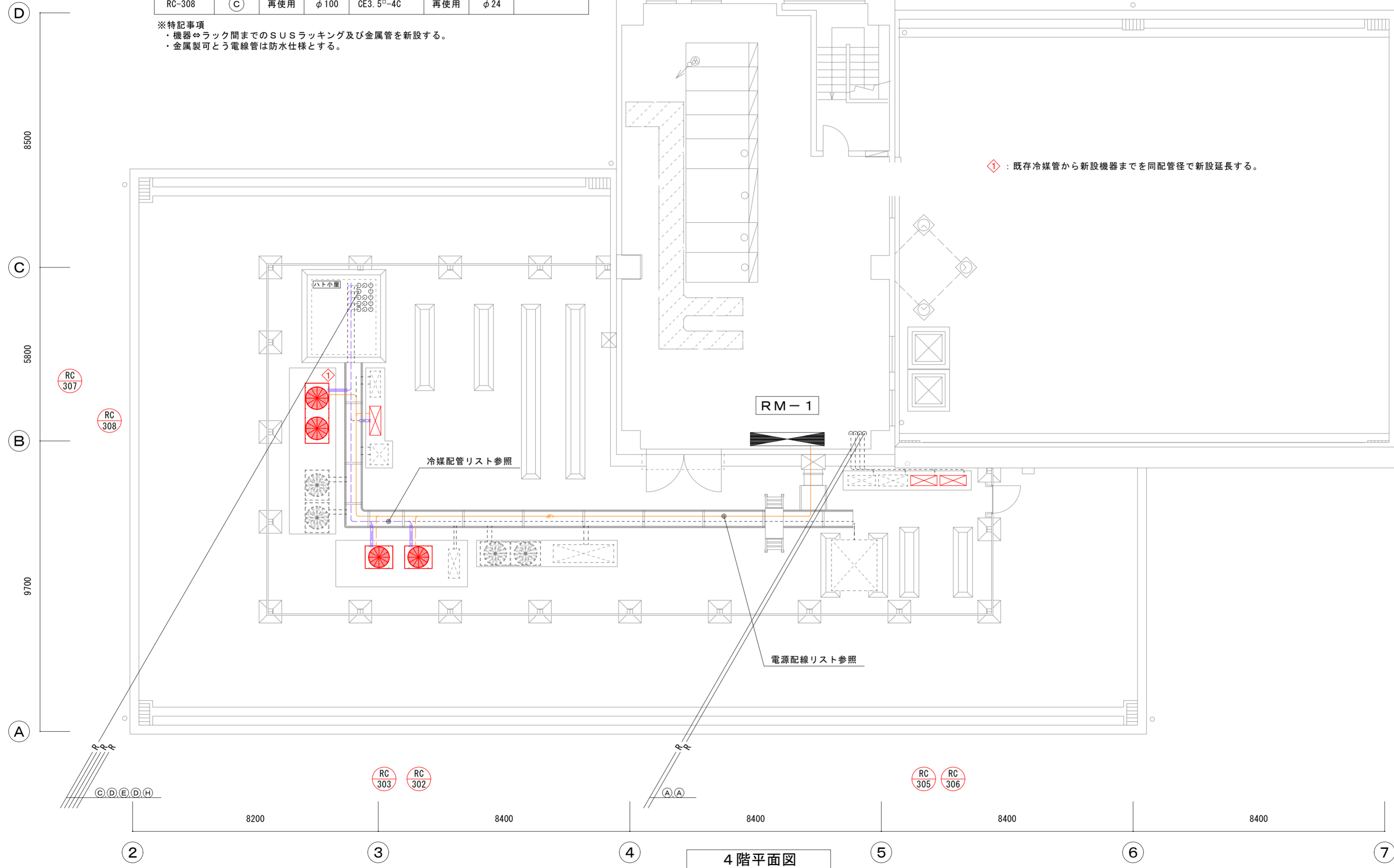
記号	冷媒配管径 (mm)		
	液管	ガス管	均油配管
Ⓐ	6.35	15.88	
Ⓑ	9.52	15.88	
Ⓒ	9.52	19.05	
ⓓ	12.70	25.40	
Ⓔ	12.70	28.58	
Ⓕ	15.88	25.40	
Ⓖ	15.88	31.75	
ⓓ	19.05	38.10	
ⓓ	12.70	28.58	9.52
ⓓ	19.05	38.10	9.52

※特記なき冷媒配管は、上記表のとおり。
 ※冷媒配管・屋内ドレン管は保温施工とする。
 ※既設冷媒配管及びドレン管は原則再使用する。

※特記事項

- ・機器⇄ラック間までのSUSラッキング及び金属管を新設する。
- ・金属製可とう電線管は防水仕様とする。

◇ : 既存冷媒管から新設機器までを同配管径で新設延長する。



※室外機の据付・撤去は、2.5tラフテレーンクレーンを使用し、作業工程について施設管理者及び監督者と十分に連絡調整の上、行うこと。

阿南市辰己町1番地33
 阿南市消防本部
 消防総務課
 (0884) 22-3798 FAX (0884) 22-1498

●工事名 消防本部庁舎3階空調設備改修工事
 ●図面名 4階平面図(空調・電気設備改修後)

●縮尺 1/100
 ●年月 令和4年6月

設計 図面番号 M-14